

## 取引先が危ないときは

Q：当社の取引先であるA社の経営状態の悪化がうわさされています。

取引先が倒産必至の状況にあるとすればどのような手を打てばよいのでしょうか。

A：取引先の倒産兆候を察知した場合、債権の額の縮小を図りつつ債権回収の実をあげるように迅速な措置を講じなければなりません。次のような措置をとりましょう。

- (1) 売掛債権や買掛債務の額を確認します。
- (2) 取引先の状況を見て適宜取引先に対する出荷を制限、停止します。
- (3) 抵当権等の物的担保の設定の確認、対象不動産の担保価値の確認、代表者等からの連帯保証の確認をする必要があります。
- (4) 書面での同意を確保したうえで、取引先から商品を引き揚げます。
- (5) 取引先が売掛金等の債権をもっている場合には、その債権の譲渡を受けるのも債権回収の方法です。
- (6) 取引先に対して買掛債務等もある場合には相殺を実行します。
- (7) 債権者が取引先の商品等を預かっているときは、その預り商品を留置します。
- (8) 債務者の現状を維持するために裁判所に対して仮差押えや仮処分の申立てをします。
- (9) 債権者が取引先の不動産に抵当権等をもっている場合には、競売申立手続を行うことが考えられます。
- (10) 取引先が動産の返還に応じない場合には、動産売買の先取特権を行使します。

